

第三十一回 参議院内閣委員会會議録第十四号

昭和三十四年三月十九日（木曜日）午前十一時一分開会

委員の異動

本日委員佐藤清一郎君及び前田佳都男君辞任につき、その補欠として笹森順造君及び吉米地義三君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 永岡 光治君
理事 松岡 平市君
山本 利寿君
千葉 信君
田村 文吉君

委員

大谷 藤之助君
木村 篤太郎君
笹森 順造君
則木 鎌三君
前田 佳都男君
増原 恵吉君
伊藤 顕道君
横川 正市君
吉田 法晴君
八木 幸吉君

國務大臣

法務大臣 愛知 揆一君
運輸大臣 水野 護君

政府委員

總理府總務長官 松野 頼三君
法務政務次官 木島 虎藏君
法務大臣官房司 津田 寛君
法務調査部長 渡部 善信君
法務省矯正局長 中馬 辰猪君
運輸政務次官 中馬 辰猪君

運輸大臣官房長 細田 吉藏君
運輸省鉄道監督 八木 利眞君
局有鉄道部長 林 坦君
運輸省航空局長 杉田 正三郎君
事務局側 常任委員 杉田 正三郎君
会専門員

本日の會議に付した案件

○總理府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
○法務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
○運輸省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（永岡光治君） これより内閣委員会を開会いたします。

まず、昨日衆議院から送付されました總理府設置法の一部を改正する法律案について、提案理由の説明を聴取いたします。松野總理府總務長官の説明を求めます。

○政府委員（松野頼三君） 總理府設置法の一部を改正する法律案の提案の理由を説明申し上げます。

この法律案は、總理府にその附屬機関として、新たに皇居造営審議會以下五機関を附置しようとするものであります。

まず第一に、皇居造営審議會の設置であります。明治二十一年皇居内に造営されました宮殿は戦時中空襲で焼失しましたため、戦後は宮内庁庁舎の一部を表宮殿とし、御文庫を兩陛下の御住居に當てて参りましたが、國際外交

の復活等に件い、皇居において行われる國家的行事も増大し現在のような狭くかつ粗末な仮宮殿ではとうていその必要を満たし得なくなっており、また、御文庫も防空施設を改装したものであるので、兩陛下の御住居としては適當でないと考えられます。従つて皇居を造営する必要があると思われ、この際一年の期間をもつて本審議會を設置し、宮殿の位置、規模、様式、経費、実施計画その他皇居造営に關する重要事項に關し広く各界有識者の意見を聞き、國民の理解と協力を得て現代にふさわしい皇居を造営しようとするものであります。

第二は、訴願制度調査会の設置であります。行政の公正な運営と國民の權利救済をはかるための訴願制度としては、明治二十三年制定された訴願法とその後のこれを補足するため制定された数多くの個別法令がありますが、訴願法は、制定後何らの改正も行われず、また、個別の諸法令においてもその内容が区々であり、現行訴願制度には全般的に見て幾多の不備不統一があることを否定し得ないのであります。特に現行行政事件訴訟特例法によれば、行政訴訟は、それが訴願を経た後でなければ提起することができないという訴願前置主義がとられており、同法については現在政府において全面的に再検討を加えておりますが、これと歩調を一にして訴願制度そのものについて、これを公正かつ能率的なものとする必要があり、この際一年の

期間をもつて本調査会を設け、民意を盛つた合理的な成案を得たいと存するものであります。

第三は、固定資産評価制度調査会の設置であります。固定資産税、相続税、贈与税及び登録税の課税における固定資産の評価の現況を見ますと、それぞれ課税標準となる価格が区々であるとともに、各市町村間の評価の均衡も十分に確保されているとはいえないが、これがため税務行政にも多大の支障が生じております。よつて、この際二年の期間をもつて本調査会を設置し、固定資産税その他租税の基礎となるべき固定資産の評価の適正を期し、あわせて評価の一元化をはかるため、固定資産の評価の方法、評価の機構等に關する必要な措置について調査審議を行おうとするものであります。

第四は、税制調査会の設置であります。昭和二十四年シャウプ勧告において、国税、地方税を通ずる租税制度に關して全般的な検討が行われまして以来、各種税法については、毎年若干の改正が加えられて参りましたが、このような手直しを続けることも、もはやほとんど限度に達していると考えられますので、この際三年の期間をもつて本調査会を設け、租税体系のあり方、企業課税の方式等、国税、地方税を含めた全般的な租税制度のあり方について調査検討を加えようとするものであります。

第五は、産業災害防止対策審議會の設置であります。最近における産業災害の発生状況は、年々増加の傾向にあり、なかんずく中小企業における災害の激増並びに爆発、落盤等による重大災害頻発の傾向は、人命の尊重、経済的損失の防止等の見地からも看過できない実情にあります。これを昭和三十三年における労働災害について見れば、死傷者数は七十一万人に上り、その経済的損失は五千億と見込まれ、今後ますます増大する趨勢にあります。従つて、これら産業災害を防止するため、この際五年の期間をもつて本審議會を設け、労使を含めた民間関係者の盛り上げる熱意に基づく活発な意見を求めてこれが対策を講じ、かつこれを強力に推進して参りたいと考えております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

○委員長（永岡光治君） 本案の自後の審査は後日に譲ることいたします。

○委員長（永岡光治君） 次に法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を続行いたします。御質疑のあり方は、順次御発言をお願いいたします。

なお、政府側の出席者は本島法務政務次官、津田司法法務調査部長、渡部矯正局長、説明員として長戸法務研修所第一部長、近藤入国管理局長、以上

であります。
速記をちよつとめて。

午前十一時九分速記中止

午前十一時二十三分速記開始

○委員長(永岡光治君) 速記起して下さい。

先刻、委員の異動がございました。佐藤清一郎君が辞任され、その後任として笹森順造君が委員に選任されました。以上、御報告いたします。

○委員長(永岡光治君) 法務大臣が見えまして、質疑のおありの方は、順次御発言をお願いします。

○伊藤道雄君 大臣に、婦人補導院について、三お伺いしたいと思つて、これは売春防止法の第十七条の規定によつて補導処分に付された者を更生させるための施設と、こういうことは承知しておりますが、全国に東京、大阪、福岡と三カ所しかこの施設がないようなのですが、一方、こういう対象になる特殊婦人については、全国に相当多いわけですが、あまりにも三カ所というのではなかなか目的が達成できないと思つて、これは今後増設する御意図であるのかどうか、そういうような点、お伺いしたいと思つて、います。

○国務大臣(愛知揆一君) この点は、今後状況に応じまして、あるいは相当数の個所に開設しなければならんかと思つておるのではありませんが、実は前回にもおしかりをいただきましたように、まだ東京の分も実は整備されてないような状況でございます。さしあたりは、現在予定しておりますこの東京の開設を急ぎますことと、それ

から既存の分につきましの改善をはかるということに、さしむきは重点を置いて参りたいと思つておるわけでございます。

○伊藤道雄君 この婦人補導院法は昨年の制定でその第一条によつて作られたと思うのですが、従つて、できたばかりなので、その成果を今すぐ期待することは無理だと思つて、従つて、その成果については今後に期待されなければならないと思うのですが、ただいま申し上げたように、それにしても全国で三カ所というようなことは、——とりあえず試験的に三カ所やってみると、そういう意図があるのかないのか、そういう点を明確に願ひたい。

○国務大臣(愛知揆一君) 実はこれは、新たに特殊な施設として作らなければならぬ問題でございます。それから、従来実は刑務所等につきましても、御案内のように栃木とか、あるいは和歌山とかいうようなところで、婦人に向くような特殊の施設をやつておるような関係もございまして、一がいかに相当の個所に同時に開設するということについては、実は相当問題があるかと思つて、あります。先ほどお答えいたしましたように、さしむきのところは、現在の予定地に重点を置く、それから、すでに売春取締法が完全実施せられて一年になるわけでございますが、その間の臨時応急の施設といたしましては、御案内のように東京婦人補導院で申ししますなら、栃木にとりあえず婦人寮を作りまして、それを分院という格好でやっております。また大阪婦人補導院につきましましては、和歌山に婦人寮を同じく

分院として開設をいたしております。また福岡についても同様でございます。たとえば和歌山の分院のごときは、現に五十三名在所いたしております。また栃木については十三名というふうな、まあ応急的な措置といたしましては、この分院制度の活用で補充して参りたい、こういうふうな考えで参つてございまして、これらの施設については、ところによつていろいろ違ひますけれども、相当まだ収容の余力もあるところもあるわけでございまして、さしむきはこれらの活用でやつて参りたい、こういうふうに考えておるわけであります。

○伊藤道雄君 東京、大阪、福岡各補導院の分院の面について収容の状況が本年一月で押えておつて、それが合計六十九名というところですが、分院の方はみんな資料が出ておるのですが、東京、大阪、福岡の補導院それ自体の状況は少しも出ていないのですが、これはどういふのですか。それと各補導院の収容力とか、現在の状況、ここに分院のは詳しく出ておりますけれども、補導院それ自体のは何らないのですが、それはどういふ意味ですか。

○国務大臣(愛知揆一君) 東京につきましましては、前回にも申し上げましたように、まことに申しわけないことでございまして、予定されたところへの本院の建設が場所の変更によつておくれしましたために、とりあえず実は栃木婦人寮が収容の全部になつておるというやうな関係で、この資料について若干不整備なところがあつたようでございしますが、この点については、渡部政府委員から御説明申し上げたいと思つて、います。

○伊藤道雄君 売春防止法の第五条によつて刑事処分を受けるやうないわゆる勧誘行為ですか、こういう点は、たとえば新宿あたりちよつと散歩してみますと、盛んに展開してくるわけですね、次から次へと。これは形式的な取締りにとどめておるのじゃないかと、そういう感を深くするのでございまして、なかなかむずかしいと思うのですが、徹底的な取締りについてはできないものか、何か対策を講じておられるかどうか、こういう点をほつきりさしていただきたい。

○政府委員(渡部善信君) 売春取締りに関しまして、いろいろ困難な状況もあると思つて、いろいろ困難な状況も、東京、大阪、福岡の三カ所に、仰せのごとく補導院を設けることになりました。で、各裁判所におきまして、売春防止法違反で検挙された婦人たちの、判決によりまして補導処分を付せられたものを、目下収容いたしておるのございまして、その取締りの徹底ということ、なかなかむずかしいところでございまして、各警察においても、いろいろこの取締りについては苦心をされておるやうであります。また、検察庁方面におきましても、その処分につきましましては、各検察庁に調査室を設けまして、その処分の適正を期するやうに処置いたしておる次第でござい

まして、なるべく早く本格的な本院の建設ということに目下努力中でございまして、まことにこの建設がおくれしましたことは申しわけない次第でございまして、われわれといたしましては、一日も早く本院の設置に努力いたしたいと考えておる次第でございまして、

○伊藤道雄君 売春防止法の第十七条だと思つて、それによつて刑の執行を猶予された場合「補導処分」に付することができると、これは任意立法になつております。これは「できる」という程度ですから、やらなくてもいいのです。もちろんこれは裁判官が判定されるであらうけれども、このところには何か徹底を欠くやうに思うのですが、やはり刑の執行を受けた者については、全員これを収容して補導する、そういうやうなことが望ましいと思つて、これは「できる」になつておりますから、非常にさういふ点は十分のやうに思うのですが、これはどういふのでしょう。

○政府委員(渡部善信君) 起訴せられました売春防止法違反の婦人に対しては、ただいま仰せのごとく、刑の執行猶予をいたしました際に補導処分をつけることができることになつておるわけでございまして、で大体分けますと、実刑を課せられる者もあると思つて、さしむきは、これは一番程度の高いのと思つて、さしむきは、これは刑の執行は猶予する、しかしながら、補導処分によつて本人の更生の道をほかつてやろうという処分がその次にくるのだと思つて、さしむきは、その次の段階のものは、これは強制収容は必要でないけれども、やはり何らかの監督が必要だといふものにつきましては執

ことで、われわれもいろいろと考え、かつ補強しなければならぬところが各方面にあるわけでございますが、ただいまのような御趣旨を体しまして、一つこの点につきましては、あとう限りの努力を払って、国民の御期待に沿う

ようにいたしたいと考える次第でございます。

○堀木三君 私は伊藤さんの質問に
関連して一言だけ申し上げたい。法務
省に補導院でございませうかお作りにな
るということになって、大臣は誠心誠
意やられることを私懸念しますが、官
僚機構というものは、われわれが考え
ているほど甘いものじゃなくて、セク
シヨナリズムというものが強いので
す。もっと組織なり、制度として、厚
生省の婦人相談所と法務省と御連絡に
なることができるような仕組みを作っ
ていただかないと、もう、そう言っ
ちゃ悪いのですが、厚生省の中でも局
が違ふと、なかなか連絡がうまくいか
ない。いわんや法務省と厚生省、省同
上になつたら、大臣がいかに誠心誠意
しようとお考えになつても、なかなか
いかない。これは私も官僚はよく
知つております。だから制度、運用と
して、もう少し柔軟な仕組を、ぜひお
考え願ひたい。そうでな
ければこの問題は解決しないというこ
とを、私も責任がありますから、お願
ひです、私はこれはあなたにお願いす
るだけの責任だとは思つていない。ど
うしてもやらなくちゃいけない。行政官
庁にやらせなくちゃいけない問題、こ
う思つておられますので、それらにつ
いて御苦慮をお願いいたします。それ
で愛知さんの御答弁を伺いたい。

○国務大臣(愛知一君) 堀木さんの
御経験からのたつと御意見でござい
ますし、その通りであります。そうい
う関係もございましたので、実は中央
の完春協議会も、ずっと引き継ぎ、こ
ういったようなことについての連絡を

一そう密にするために、継続して非常
に御熱心にやつていただいているわけ
であります。法務省としては、御指
摘の厚生省の問題ももちろんでありま
す。警察庁との関係等においても、実
にこれは、問題が問題であります。こ
れに扱いは非常に、微妙な、かつ機微な
点もある問題でありますから、非常
に苦慮しているわけでございますが、
いろいろとまたお教えをいただきますし
て、うまく参るようになりたいと思
います。

○吉田法晴君 伊藤君あるいは堀木君
等の御質問があつたことに関連して、
一点だけ伺ひしておきたいと思いま
す。それは、今の婦人補導院に御連
してですが、東京においては、婦人補
導院の位置が問題になつて変更をされ
ておるというか、あるいは起り得る可
能性がある。これはまあ、本省なりあ
るいは局長の耳に達しておらんかし
れませんが、同じような、移動
したいというものがあつたようでござ
います。位置の決定、あるいは今後の補
導院の設置については、十分一つ留意し
てもらいたいというのが希望の一点。
それからもう一つは、これはお尋ね
をいたしたいのですが、完春禁止にな
りましてからその後の経緯を見ており
ますと、新聞、雑誌等で騒がれており
ますように、違つた形の完春が行われ
る。ひもつきあるいは中には暴力団等
もあつますが、そこで、その起つて
参つておる事態については、法務省で
所管されるところもあるだろうと思ひ
ます。今お話しのように、法務省はこ
れだけをやるんだ、あるいは厚生省は
これだけをやるんだということでは、

ほんとうに完春を根絶し、それからそ
れぞれに仕事を与えて實際上完春を根
絶するということは、より以上の協力
とそれから施策がなければ困難だと思
うのですが、補導院に御連してで
ありますけれども、法務大臣として
は、最近の事態に対して、どういう上
合にお考えになり、それからさらに、
実際に完春の実質的な根絶あるいは生
活の保障等について、どういうよう
にお考えになつておるか、その点だけ伺
いたいと思ひます。

○国務大臣(愛知一君) ただいまの
御質問の第一の点でございしますが、こ
れは御指摘がございましたように、実
はそういう問題がございまして、非常
に苦慮しておる点が多いのでございま
すが、しかし、同時に完春の取締りといふこ
とについては、国民的な背景と期待に
よつてやり出しておるわけでございま
すから、婦人補導院といふものの性格
なり、あるいはそのあり方等について
も、関係の地元の方々のできるだけ理
解ある御協力のもとに円満に処置して
参りたいと思つておるわけであります
が、もちろん環境その他において第一
次的に適地と考へました場合でも、地
元の御納得あるいは環境の善悪等に
よつて、再検討しなければならぬ場合
は、これは心むなしいとして、私は謙
虚に取り上げて参りたいというふう
に考へておるわけであります。

○横川正市君 この前の委員会でも、大
臣がおられない日でしたが、事務当局
に対しては十分質問をいたしまして、
結果的には現行法規の中では十分尽さ
れておるやうに回答をいただきました
し、そうだろうと思つておるわけで
あります。二月の十二日の憲法調査会
の議録の中に、東京地方裁判所の判
事さんといふ人が、現在の裁判制度に
ついてのいろいろな問題点を上げてお
る中に、最高裁の法案提出権といふ
か、あるいは予算の問題等をめぐつ
て、法務省にこれらが一任されてお
るという問題等から、その修正とい
ふ意思までもいって参りましたが、問
題として上げられた中に、たまたま
明の一端として、裁判官と検察官の
度提案された俸給等の問題に御連
して、だいぶ詳しく六ページ、七ペ
ージ、八ページ、九ページにわたつて
説明をされておるわけです。その一端
を見ると「法務省は自分の有する立案
権によりまして、裁判所の見解を無視
して、従来の給与体系を崩して裁判官
の一号に検察官の一号を対応させる」
云々といふことで案が作られたとい
ふことが言われ、それから予算の問題
では、大蔵省がある程度拘束したとい
うのであります。その拘束をされてい
るといふ事実がわかつておりながら、
法務省当局は「裁判所は裁判所で考
へればよい」のであつて、与えられた予
算内でどのように体系を作らうと、そ

の当初以来構想せられあるいは取り上
げられつゝある補導、善導といふこと
については、政府全体といたしまして
も、関係の向きとさらに密接に協力を
いたしまして推進して参りたいと思
つておるわけでございします。

これは裁判所にまかされたことではな
いといふことが言われた。しかし、こ
う言われたけれども、弁護士会や政
筋の配慮によりまして特号を作つて、
特号といつても一号の差は二千円で、
一応の給与の体系上ではまがりなり
にも筋道を立てたところが、「法務省
から横やりが入りまして、特号の報酬
を受ける裁判官は六十三才以上でな
ばならない」といふことを法文上明
らかにしろ、それでなければ全国の
検察官が納まらない云々といふこと
で、法務省の一声で、せっかく改正
の機運にあつたこれらがぐずれてし
まった。その後、検察官の定年は六
十三才、裁判官の定年は六十五才
で、特号の実施は、この検察官が
定年退職をいたしたあとに、この
裁判官の定年退職までの期間特号を
設置するといふようなことで法案が
出されることになつてしまつた。以上
こういうような法案提案までの経緯
があるわけですが、私は、検察官、
裁判官の報酬給与といふのがどう
きまるか、いい悪いといふ問題を、
実はここで問題にしようとするの
ではないのであります。問題の一番
重要なものは、まあ裁判所と検
察官とは、これはけんかしている
のが一番いいのかわからない
ですが、しかし、実際には、こ
ういふ格好で法務省が最高裁に
対して何かあまりすつきりしない
印象を与えている点、このことは
ひいては、私は、問題にされて
いる提案権の問題とか、予算
の問題とか、あるいは三権分立
の問題とか、いろいろな問題に
発展をしていく可能性は十分あ
るのではないかと思ひます。こ
の前説明を受けたところによ
りまして、裁判官会議の結論に
従ひまして法務省は法案提案
の手続だけをとつ

て法務省は法案提案の手続だけをとつ

たのでありまして、大体問題はなさそうでございます、という意見でございます。しかし、あなたも御案内のように、前回の法務委員会での問題が出たときに、まだあまり大した問題が起きておられないときでありましたが、提案が大臣からされ、それに対して大川委員から最高裁の事務当局に質問をされ、事務当局は、まことによくやっていただきまして感謝をいたしてございす。しかし、それを一日置いて翌日は、今度は、衆参両議員におそらく配られたのだと思いますが、東京地方判事から報酬に対する不平が配られてきている。こういう状態を見ると、私はどうもこの点でわれわれとして審議に慎重を期さなきゃいかんというように思ひますし、法務委員会の報酬に対する審議は、おそらくその点を十分やっておられるだろうと思うのであります。が、裁判官側の主張から言いますと、まず学歴、それから基礎となるべき条件、そういったものが検察官とは違ふという問題、それから年令的な構成も違ふという問題、同時に、憲法で七十九条それから九十九条によって裁判官の地位というのはこれはやっぱり正當に評価されなければならぬし、報酬は相當の報酬を与えなければならぬし、と、こううたわわっている関係、まあこういう関係から見ますと、ここで問題なのは、検察官の問題で、おそらくこれは全国的な検察官の意向としておきまらないうであらう、こういう意思表示をされて、常に検察官と裁判官の報酬、給与をきめるときに、何かせり合っていくような気配が見受けられないではない。こういう点について、法

務大臣として、相当これは大きな問題が背後にあります関係もありましから、しっかりと一つ所見を伺っておきたいと思うのです。このことについて、私はこれ以上云々はいしたしませんが、どうぞ一つその点ははっきりとした意見をお聞かせ願ひたい。

○国務大臣(愛知揆一君) たいだいま御質疑の問題は、法務委員会におきまして、ただいま当該の法案を十分御審議願ひておるわけでございす。それ

で、その点を私今詳しく申し上げますと、その時間がかかるといいますから、簡単に要点だけまずお答えをいたしたと思うのであります。その第一は、裁判官の報酬についての法律案の作成の途上におけるいろいろの経過が、私ここで裁判官諸君が出されたその意見書に対してとやかく意見を申し上げるわけではないのであります。十分に政府にいたしましては、検討に検討を加えまして、裁判官の立場というものの十二分に尊重をして、そうして事務的には最高裁判所事務総局との間に完全に意見の一致を見て、その意思表示が最高裁判所の裁判官会議で了承を受けて、手続的にも何らのそごなく法案の提出に至ったわけでございすから、その間の経緯が、率直に申し上げますと、事務総局側から第一線の裁判官の諸君に、その苦心の存するところが十分に浸透していなかったのではなからうかと思われる点もあるわけでございまして、ただいまお読み上げになりました点は、その経過や立案の趣旨というものの、非常な誤解というか、あるいは御存じなかった点を一方的に誤解なさっている点があるのではないかと私は思うのであります。

それから報酬の内容の問題につきましては、従来は、御承知のように実額も、判事と検事は天井が一本になっておった。他面において、一般国家公務員の天井と検察官の天井とも、今回はまた天井が同じ額になっておったわけでございす。従って、判事と検事だけの関係を考えれば、あるいは最初立案の途上における一案というものが、判事と検事が同額になってしまつて困るではないかという意見もあつたことは、これは当然に無理からんこととは思ひますけれども、同時に、判事と検事だけの開きということ強調するのあまり、検察官の方が一般国家公務員よりも逆に下に下げられるというやうな点になつては、これは、そういうやうな意味においては、検察官の立場においても了解がでないということにもなるかと思ふのであります。従

て、判事は優位であるにしても、たとえば六十才以上の者とか、一号俸二年以上の者とかいうことを、むしろ法律の上に書いてもらいたいというものが、財政当局の意向でありましたものを、法務省が中に立ちまして、そういうものを法律の上に書くというのは、これは法律の上に出くことはやめた。それが政府の意向ということになつて、法務省の係官から事務総局の方にそういう話が行つたことが、法務省は検察官のことばかり考えているから、そういうことになつたのだという誤解があるのじやないかと思ふのであります。私、今日でもそう思うのであります。私の請願書でありますか、決議書を書ける前に、むしろできれば判事諸君と私が責任者として十分その経過その他私どもの考え方を聞き取るだけの心の余裕、時間の余裕をお持ち下さいましたならば、こうやつて国会に御迷惑をかけることがなくて済んだのじやないかと、私はこう思つてゐるので、その点は非常に残念に思ふのであります。

それから、これに関連して法律の提案権の問題が、御質疑の中にあるわけでありまして、これは前の当委員会において津田政府委員から申し上げましたことが、政府としての確定解釈でございまして、ここに繰り返して申し上げます。これは省きたいと思ひますが、私はこれは裁判の独立といひますが、司法権の独立という点、それから新憲法によりまして最高裁判所には、法律等が憲法に適合するかしないかを決定する権限、いわゆる違憲の審査権が与えられてゐるという点から申しますと、新憲法の精神というものは、裁判所が

それからその判事さんたちの書かれたものについては、先ほどお読み上げになつたやうなふんまんを漏らしておられるのであります。実は、法務省が、検察官がおさまらないからというてそういう案を作つたのではなくて、財政当局の立場からいつても、特号というものを特に判事のために作る、これが法務省の意見だったのであります。が、その際は、何とかして法律の上

何らかの形で国会の立法活動に参与するという法制は、新憲法の建前からとるべきでない、こういうふうに見えるわけでございます。

それから全体に通じて私の所見を率直に申し上げますならば、今回の経緯にもかんがみまして、法務省としては、少くとも最高裁判所の事務総局との間に、感情を抜きにした、もっと融和した話し合いというものをできるようにしてやつていかなければならないと、これは私は痛切に感じたわけでございす。今後におきましては、法務省が司法の両翼ともいふべき裁判と検察との間の少くともアドミニストレーションというやうな関係におきましては、十二分に感情を抜きにしました率直な話し合いをもつとすべきじやないか。私は自分がこの地位におりましてから言うわけじやございせんが、法務省は御承知のように検察庁だけを代表しているのじやございせん。法務行政の全般を担当いたしてゐるわけでありまして、私の今後においてとるべき道は、少くとも事務総局との間にもつと緊密な連絡をとらなければならぬし、そうして政治的な立場におきまして、この両者がほんとうに緊密一体となつて、いわゆる予算とか、給与とか、管轄とか、そういうたやうなことに裁判官諸公もわづらわれないで、法務省に十分話があるから法務省を信頼できるという立場において、国民の信頼を受け得るやうなりつたところにおいては、裁判の遅延を解決するといふところに裁判官諸公の努力がこの上とも集中されるようにしたい、これを私は今回の経験にかんがみ

まして、最も重点を置いてやって参りたいと、かように考えているわけでございます。

○吉田法晴君 関連ですから簡単にやりたいと思いますが、今、御答弁ございました裁判官とそれから検察官の給与の問題の点だけをお尋ねいたします。なるほど最高裁の事務総局との間に打ち合せがあったから、形式的には裁判所側の同意を得てきめられたという事になっておりますが、しかし実際に末端の方と申しますが、あるいは全国的にこの問題を見ますと、やっぱり事務総局で法務省に押えられたと申しますか、引きずられたと申しますか、そういうやっぱり印象が残っております。そこにもっとさつくばらんに打ち合せをすればよかった、あるいは意思の疎通をはかればよかったと言われる答弁の出てるゆえんがあるのだと思うのですが、私どもが第三者として見ておいて、裁判官とそれから検察官との間には、分俸はとにかくとして、あるいは管理職手当、あるいは捜査費ということで差がつくかどうかは知りませんが、行政的な費用がございまして、実際に私は差がついておるのじやなかろうか、こう思うのですが、その点をどういう上合にお考えになりますか。そうしてこの問題については事務総局との間の打ち合せで、こういう上合にしたからこれでよろしいのだと、こういうことには、今の政府案でも、あるいは修正案で頭が特が付けられ、あるいは年令的な制限がなくなつたにしても、私は問題が残るように思ふのです。それについてどういう上合に解決策といひますか、なさろうとするのか、具体的に

その点を少し承わりたいと思ひます。○国務大臣(愛知揆一君) まず具体的な点でございますが、管理職手当等につきましては、実は裁判所の方にもいろいろの名目といひますか、制度的にも管理職手当あるいはそれに準ずるものが出ておるのでございます。その点といわゆる検察官の捜査費というものは、必ずしも何と申しますか、実額的にアンバランスではないと私考しております。

それからもう一つは、これも非常に率直に申し上げるのでありますが、御承知のようにこの数年、一般国家公務員の方のベース・アップが相当速度が早くなつております。このことは非常にけつこうなことであります。その方が押え押せでもって、第二国会当時でございますが、その当時はたてえは一万円と片方は一万四千円というふうな開きがあったのであります。下の方といひますか、公務員の方のベース・アップがどんどん行われてきたので、判検事が、突き上げられてきておる。そこにより根本の問題があるわけでございます。先ほど横川委員のお答えにちよつと答弁漏れがございまして、現在のところはいろいろ判事補とか判事とかいうような分け方があります。任用制度が違つておるかに見えますが、実は判検事については任用上の、少くとも任用をして参ります。そのところから、任用制度にさしたる区別は、実際的にはないわけでございます。そういう点もございしますので、判事の将来の優遇といふことについては、任用制度といふ問題を一つやはり

確立する必要がある。

それからいま一つは、いわゆる認証官の最高裁長官と検事総長との関係、あるいは高等裁判所長官と検事長との関係、これには御承知のように格差がずつとついておるわけでありまして、ところが、今度は下から押せ押せになつて参りましたから、その上にも待遇の改善をしなければならぬ。その際には適當の格差を置く考えで私はおるわけでございますが、要するにいろいろの面から判検事の待遇といふことについては、この際抜本的に考え直さなければならぬ。で、少くとも現在法務委員会御審議願つております案は、現状においては、率直に言つて押せ押せになりましたので、当面の措置をこれによつてやつたつもりでございまして、これでもう満足しているわけでは全然ございせん。で、これらの点につきましては、何とかしてこの司法官の待遇の改善といふことについては、ただいま御指摘もございまして、管理職手当とか、あるいは捜査費とかいふような点や任用制度、さらに認証官の俸給を上げなければならぬといふような問題、それらと相関連して次の通常国会ぐらいのときまでに、まあどこから見ても一応すっきりした形といふようなよい案を、私はぜひ作るべきである、こういうふうにお考えでおるわけでございます。

○委員長(永岡光治君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認め、これにて本案の質疑を終局することに御異議ございませんか。
【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

別に御発言もなければ、これより直ちに採決に入ります。
法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)全部を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。
【賛成者挙手】
○委員長(永岡光治君) 全会一致と認めます。よつて法務省設置法の一部を改正する法律案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する審査報告書の作成につきましては、先例により委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。
【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。
暫時休憩いたします。
午後零時十七分休憩
午後一時二十八分開会
○委員長(永岡光治君) 委員会を再開いたします。
運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
前回に引き続き、質疑を続行いたします。政府側の出席の方々は、永野運輸大臣、林航空局長、以上であります。御質疑のおありの方は、順次御発言を願ひます。
○伊藤道雄君 運輸大臣に二、三お伺ひしたいと思ひますが、最近、国鉄がいろいろの観点からやかましく論議の的になつておるようですが、いろいろ原因はあらうと思ひますが、その一つに、最近の輸送量の増強に対して、なかなかこれを国鉄自体が解消し得ない、そういうことも関係しているのじやないかと思ふのですが、こういう点についてどうのお考えですか。
○国務大臣(永野護君) 御質問のポイントは、これは批判せられるという点も、これは批判せられるという点も、いろいろな点があるんじゃないかと思ひますが、その中で御指摘のようにだんだんふえて参ります輸送量に施設が追つていかぬという点は確かにあると思ひます。運輸省に対する批判は、そればかりではないと思ひます。おることは事実だと思ひます。
○伊藤道雄君 日本経済発展上の一つの隘路として、輸送力の不足ということが言われておるわけですが、日本の輸送の主力は何といつても鉄道にあると思ふ。鉄道といへば国鉄のことになると思ふ。従つて国鉄の輸送量を強化、整備しない限りは、なかなかこの問題は解決しがたいと思ふんですが、この点いかに考えていますか。
○国務大臣(永野護君) さように考えます。
○伊藤道雄君 この輸送量の問題を解決するためには、国鉄自体としても、また運輸省としては大きな立場から、いろいろ対策を研究しておられると思ひますが、現在ただいま運輸省としてあくまで国鉄の立場でその抜本的な対策についてお考えがあるかどうか、またあるとすれば、どのようなものか、ごく大ざつぱでいいから、さういふことか、

大きい問題といたしましては、東海道の新幹線という問題があります。さらに東北地方におきましても、復線化及び電化という問題が、具体的に工事にかかり、進捗いたしております。山陽線の電化の方も進捗いたしております。また、真日本側におきましても、待望の復線及び電化ということが具体的に計画せられ、進んでおるのでございませう。なお地方の支線では、一番要望せられておりますディーゼルカー、ディーゼルカーを入れることを非常に要請されておりますので、その要望に応じまして、できるだけディーゼル車の増強をはかっております。

○伊藤道雄 先ほど申し上げたように、日本の輸送の主体は陸運にあるということ、特に鉄道にあるということ、これを申し上げたのですが、大体日本の陸運と海運の輸送量、大ざっぱに言ってどのくらいの比率になっていきますか。ごく大ざっぱでけっこうです。

○国務大臣(永野護) 陸運と海運と申しまして、海運は国外、つまり外航船舶、内航船舶とございます。おそらく伊藤委員の御質問は、内航船舶のことではないかと思いますが、内航船舶がどのくらい人間を運び、どのくらい貨物を運んでいるかということにつきましては、私今日数字を今、手元に持っておりますので、これを、これは貨物だけでありますけれども、内航鉄のトン数は一億七千七百七十九万二千トン、こういう比率になっております。

○伊藤道雄 海運と陸運との割合、大体わかりましたが、鉄道の輸送力の中で、国鉄対私鉄の関係があるわけですが、国鉄に対して私鉄の割合です

ね、これも大ざっぱでけっこうですが、...

○国務大臣(永野護) 先ほど申しましたように、国鉄の方は一億七千七百万トン余であります、私鉄の方は三千七百七十万トンでございます。

○伊藤道雄 鉄道建設審議会がございしますが、この答申によって、現在たいてい、国鉄が新線の面についていろいろ計画しておられるかと思うのですが、詳細は聞く必要はありませんが、大ざっぱに、どんなような計画になっているか、ごく構想の概要を伺いたい。

○国務大臣(永野護) お答えいたします。昭和二十七年以降に新線四十

四線建設にかかっております。その中ですでに十八線は竣工いたしております。残る二十六線が、ただいま工事継続中でございます。さらに昭和三十三年に鉄道建設審議会は、今、申し上げましたほかに、新たに調査線を十六線決定いたしました。まだ着工がどの線からするということは決定しておりません。今、研究中でございます。

○伊藤道雄 運輸省として動力源の近代化という問題については、相当大きな問題として考えておられると思

います。先ほどディーゼル機関車、そういうような問題についてちょっと御説明がございましたが、この点はどういうふうにお考えですか。

○国務大臣(永野護) これはエネルギー源をどこに求めるかという問題は、国鉄ばかりではありませんが、あらゆる産業を通じて、最も大きな問題だと思

います。しかし今のところは、とりあえずは、やはり電化を進めていく、幹線は電化をする、支線はディーゼル化

でやっていくということが大体のねらいどころだと思えます。おつては原子力の機関車というようなことも考えられますけれども、これはほんとうにまだ研究中でございます。

○伊藤道雄 現在の蒸気機関車を電気機関車なり、ディーゼル機関車に切りかえていくことによって、燃料は大体三分の一くらいに節約できるような

何ておっしゃるが、果してそうなのか、そういう点について。

○国務大臣(永野護) ただいまここに資料がございせんから、資料に基づきまして後刻御返事いたします。

○伊藤道雄 大体先進国では現在ディーゼル・カーとか、特に電化に重点を置いて、そういう面の施策を急いでいるようですが、これは割合はあとで承るわけですが、燃料の節約、それから燃費による空気の汚染防止等と

か、いろいろ利点があるかと思うのですが、こういう大乗的な立場から、運輸省のいろいろな考え方がありかと思

います。こういう点はどうですか。

○国務大臣(永野護) ひとつともに存じております。それで先ほど冒頭に申しましたように、幹線の電化を重点的に考えて施行しております。

○伊藤道雄 これは私の調査で、あるいは間違っているかもしれませんが、まずその点を確かめたいと思

います。現在日本の電化区間は二百百キロで、営業キロ数の一〇・五%、それから最近国鉄の十カ年計画をみると、電化の合計が五千三百キロで二六・五%、こういうふうにはあるもの

によつて調べたわけですが、私にはまずこれに間違いがあるかどうかという

ことをお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(永野護) 間違いでございます。

○伊藤道雄 そうだとすれば、十カ年間で五千三百キロ、まことに遅々として進まないようですが、十カ年計画をできれば五カ年計画くらいでやり得ないものか。相当いろいろな諸般の事情、困難なものがあるかと思ひますけれども、これはやはり電化を急ぐ必要

があるかと思ひますので、十年に五千三百キロでは非常に気の長いような気もするのですけれども、それで臨路はありましようけれども、そういうことを何とか考えられないものでしょうか。

○国務大臣(永野護) お説の通り、なるだけ早くやりたいという心持は十分にあるのでございます。ところが、御承知の五カ年計画に基いていろいろの実施をしているのでございませうが、現に昨年あたりの減収というやうなことがありまして、今の五カ年計画の遂行すら非常に骨が折れているのでございませうから、さらにこれを短縮して実現するということは、今の段階ではむずかしいと思ひます。しかし、御趣意通り電化を一日も早くやるということ、御趣意には全く同感でございますから、できるだけそういうふうに進めていきたい、こう考えております。

○伊藤道雄 輸送の能率を引き上げること、事故防止、こういう点から復線にすることは非常に有効であろうと思ひますが、運輸省としては、将来日本の鉄道復線化についてどうお考えですか。

○政府委員(細田吉蔵) 日本の国有鉄道の復線化率というものは、欧米の先進国に比べて非常に低位でござい

ます。単線、いわば非常に器用な運転をしております。これがたたいま

お話がございましたように、輸送力に非常に大きな障害になっておりますと同時に、このために起っている事故も

ございませう。先年の参宮線の事故等も、単線に非常に無理に列車が入って

いるために起ったわけでありまして、運輸省といたしましては主要幹線につ

きましては、理想といたしましては全部復線化をいたしたい、こういうやうに考えているわけでございますが、何

しろ膨大な金がかかるわけでございます。そこで、少くとも私もとしましては、現在考えておりますのは、五カ

年計画では東北本線の盛岡までを早急に復線化をはかりたい。引き続きこれ

は青森へも延長する考えでございませう。それから東海道、山陽はすでに復

線化をいたしております。九州につきましては、五カ年計画では一応宇土ま

でとまっておりますが、これをもう少し南までに改訂をしなければならん

のじゃないかということも考えてございませうが、これも五カ年計画のことでは

ございませう。その先にどうしても鹿児島まで復線化をやつていかなければなら

ないと思ひます。それからなお北陸線が非常に単線

で、現在すでに行き詰まっております。これらに続きましては北陸線の間

題、それから上越線の問題、そういう

ようなものが近い将来に、まあ北陸線につきましては、すでに工事に一部

着手いたしておられるわけでございますけれども、近い将来にこれをやって参ら

なきやならない。理想といたしましては、いわゆる主要幹線は全部復線化でや

ることが望ましいので、むしろ非常に今までおくれておったということでご

す。列車を不引き合いの所に無理に運
転いたしますよりは、これは自動車に
置きかえるということが大勢としては
正しいと考えております。アメリカで

の整備は、今言ったように、大型、ス
ピード化、そして道路の整備、そうい
う三拍子そろっての、これはいわゆる
鉄道輸送の面にだんだん蚕食してお

おる。これは大へんけつこうなことだ
 と思います。が、繰り返して申し上げる
 ように、それだけではなかなか所期の
 目的を達し得ないと思いますが、その

とでやかましい規定があるのだらうと思う。それから飛行場外へ間違つて通行した場合のいわば交通管制と言いますか、それに対する取締りに引っかけか

る、あるいは間違つて手荷物とか何とかが紛失されたとか、そういった事件が起きた場合に、当然三者三様な関係が管理の主体の置かれておるところによつて違つてくるのじゃないか、そういう不便を依然として現在取り残しておるわけですね。そればかりでなしに、先般質問いたしましたのでは、たとえ千歳なんかの場合には入口のところに、米軍のMPそれから日本の警官それからMPに使用されております警備員、こういった人たちが門に立つておりまして非常に使用の状態、その状態が国民的な感情から言ひましておもしろくない状態が著しく残つておる。

こういう状態を一日も早く取り除いてもらいたいということと同時に、私は管理そのものがそれぞれの所管に従つて整然としておるのかとよくあつて、実は非常に複雑な状態ではないだろうか、こう思うのでして、事務当局の答弁では非常に努力をして返還をしてもらう、ことに三者共通の飛行場については、民間航空特設の道路をつけるような施設をしたい、これも言つておるようであります、この点についても平和条約を結んで数年経過して、しかも、民間航空がこれだけ発展をしてきておるわけですから、もっと積極的にこれらの関係を民間航空使用基地なら基地と明確な内容を備えるべきじゃないだろうか、こう思うのですが、おそらく答弁は努力しているという答弁になるのじゃないかと思ひますが、そうではないに、もっと近々期間をきめて民間航空とそれから軍事使用に使用される飛行場との区別を私はすべきじゃないか。行政協定か、あるいはその他の関係にそれぞれ関連する事項で

ありましようが、その点について一つ大臣から御答弁をいただきたいと思ひます。

○國務大臣(永野護君) 日本人の感情という点からいいますと、御指摘の通りであります。ただ、これは国内だけの行政機構の問題ではどうにもならないのであります、御指摘の日本米行政協定、安保条約とのにらみ合ひで、これからの問題でございますから、そういうときには、できるだけ日本人の感情が満足するように行政協定を結んでもらいたい、この要請はいたすつもりでございます。けれども、結果は、われわれは日本国内の行政の運営に當るわけでありまして、國際的交渉は、私どもの所管外で、基本の外交折衝に待たなければなりませんので、今、期間を区切つて、いつまでにはこうするといふような御返事は、残念ながらいたしかねるのであります。

○横川正市君 これはもつと積極的な、今私が期間を切つて云々と言つても、それに答弁できないのは当りまえだと思ふのですが、少くとも軍事上の必要に迫られて使用している飛行場と、それから民間航空との区別というやつは、私はつけておくのがほんとうじゃないかと思ふのです。イタリアへ行つて、私たちはイタリア語がわからないから、向うの運転手に間違つて陸軍の飛行場へ連れて行かれてびびくりしましたが、民間航空はやはり別にローマ郊外にあるわけですね、それからドイツへ行つても、やはりフランクフルトの途上に軍用基地があつて、それからしばらく行くと、民間の発着所があるといふふうに、整然と分けてあるわけですよ。民間航空とそれから

軍事目的の飛行場と混同して、しかも、それが主要な飛行場が使われていふといふことは、これはあまりほめたやう方じゃないので、ことに日本の場合には、自衛隊が使つてゐる飛行場を民間航空が使うといふのはなく、米軍の使つてゐる飛行場を日本の民間航空が借り受けてゐるという格好ですね。これは私はちよつとさかさまのやうな気がする。安保条約が行政協定の問題であつて、あなたが所管する問題ではないと言つてみても、民間航空の発達に伴つて、その点を整然としたといふ気持は当然お持ちになつておるだらうと思ひますが、そういうことからは、積極的な意味で実は期間といふことを最後につけ加えたわけですから、この点を一つ御答弁願ひます。

○國務大臣(永野護君) 御指摘の点は、一々もつともだと思ひます。ただ、今さら申し上げるまでもございせんけれども、日本のいわゆる民間航空の歴史は非常に新しい。でありますから、陸軍や海軍に比しますと、あらゆる面が非常におくれておるのでございす。従ひまして、私も、就任以來最も運輸省行政の中でおかれております航空と観光、この二点に重点を置いて行政をやつていこうと、こう考えたわけでありす。これは、航空と観光が陸運、海運より必要だといふ意味ではないのであります、他の陸運、海運に比べると非常におくれておるものにございますから、そのおくれを取り戻すために、そういうふうな表現をいたしましたわけでございます。ただ、いかに、今の歴史が新しいといふことか、理想に比しますと実に不十分で、最も重点的にこのおくれを取り戻

すやうにしていきたいと、こう考えております。

○横川正市君 まあ、国内でいろいろ私どもが耳にし、または目で見る内容で、これじやどうもいかんじやないかと思ふことが非常にたくさんあるわけですね。そういうたくさんあるものを取り上げて、これをすぐ直せといふことになれば、相当無理があるといふこと、私は承知なんです。しかし、羽田、伊丹は、伊丹の場合は、これは近々じやないかと思ふのですが、すべてのものが運輸省所管でやれるわけですね。ところが、小牧、千歳、板付といふのは、これは三つがそれぞれ三者三様により監督されてゐると、こういうことなんです、この三つを早くしてくれないかといふことなんです。同時に私は、航空がおかれてゐるとは言ひながら、ローカル航空基地の予定表やら、それから完成の日時を見てもみると、もう非常に近い時期に国内線といふものは整備される段階にあるやうであります。そうなれば、この国内線の場合には、一、二をぬかしたばかりは、飛行場は大抵民間航空の基地になるわけですね。そうなつてくれば、千歳とか、それから小牧、板付といふやうなところは、私ははかりに米軍の飛行場が事故でもつて着陸しなければならぬやうな場合には、貸してやりまふといふことが、向うの庭先をちよつと貸してもらつて、こちらの民間航空のしかも主要な基地が依然として残されてゐると、こういうことは、ちよつと見ればあまりよくない、だからできるだけ早い機会に返還をするやうにしていただきたい、こういうことなんです。これ

はまあおそろく同じ答弁になると思ひますから、時間もないうでありますので、次にちよつと私の方から、運輸省としての計画といひますか、予定といひますか、あるいは将来進歩させるいろいろな問題等について困難な事情があれば、それをどう解決するのかといふ点等について具体的に御説明願ひたいのは、これは北海道の千歳の飛行場を関連をいたしまして、現在丘珠の飛行場を予備飛行場として使用しようといふ計画があるわけでありす。事務当局に聞いてみますと、土地の買収問題とか、地元の問題等なかなか進歩をいたさないといふことであります、あつたさうな気象状態は、ちよつと千歳から恵庭までの線が、苦小牧を入れて、あの噴火湾の影響を受けてゐるわけですね。それから、その山一つ越えて札幌に参りますと、今度は日本海の影響を受けて、気象は全く違つてゐるわけですね。その関係で、千歳がもし着陸状況が悪い場合に、最も手取り早いのは、丘珠を使用するといふことが一番便利なわけですね。現在は、この苦小牧周辺の気象状況といふのは、全国まれに見るよい気象状況で、一年のうち何回かしは悪い着陸できない時期はないといひながら、実際上は、冬季とか、あるいは春先、秋口になりますと、霧その他で、三沢とか、仙台、あるいは羽田へ引つ返してくる。そういうことで、實際上業務に當られては、早くこの丘珠の飛行場使用について、それそれの機関で使用するやうに努力してもらひたい、こういう要望があるわけなんです。この要望に沿つて実はやられてゐるのだらうと思つておつ

た。ところが、なかなか手がつけられておられない。この点について、一つ大臣からはっきり、必要はお認めになると思いますが、工事その他の問題についてお答えを願いたい。

○国務大臣(永野護) 御存じの通り、丘陵の空港は、且下は陸上自衛隊が主として使っておりまされども、民間航空といしまして、DC-3型のものは使用しておるのであります。将来はもっと大きく完備した飛行場にするつもりで、その必要性は認めているのであります。地元の方々もそのように要望しておられますので、その地元の方々の御協力を得まして、それを実現いたしますように、せっかく今検討を進めておる次第でございます。

○田村文吉君 ちよっと大臣に伺いたいのですが、私どもの常識としてちよっと知っておきたいことなんでありまして、それは、今の海運界は非常に不況である。それでどの船会社でもほとんどペイしていない。こういうことであります。外航船の場合においては、ある程度までの国際的な協定もあり、それによってやっておられるので、それでも引き合わないと言え、先刻お話しのごさいます。陸運に比べて海運が約一割強にしか納っておられない。こういうようなことは、戦前にはなかったことで、戦前ではもっと海運がよけい利用されておった、内航船がなぜ一体そういうふうな海運の運賃というものが陸運に比べて高くなったのだらうか。こういうことを私どもは常に不思議に思っている。そこで、これがもし相当の運賃で海運が運

べるいうことになりましますという、国内の貨物の輸送等もよほど緩和する点があるのじやないか。そこで問題は、一体運賃を構成する原価の中で一番大きいものは、やはり初めの、ファースト・コストのデプレッション、あるいは金利というような問題が影響しておるのじやないかと、こう思っているのじやないか、大体原価の中に占めておるという金利並びにデプレッションというものは、大体どのくらいを占めておるものなんでしょうか。それによって運賃がきまってくる、こういうふうな考えられるのであります。いかがであります。大体のことではございませう。もしお知らせがあれば。

か。簡単にけつこうでありますから。○国務大臣(永野護) 気象庁の予算が運輸省についているために非常に不備があるのじやないかという御質問なんでございますが、とく、つまり主たる仕事でないものは、割を食う。どこでもそういう現象がありますけれども、私も気象庁の任務の重要性にかんがみまして、ことに農業なんかには非常に重要な影響があります。航空はもちろんであります。そこで最近には相当に増進して予算をふやして参っているのじやないか。昨年の五億、千三百万がことしは六億三百万、まあ一億だけ予算面はふえていたのじやないか。決してこれは十分な予算とは申し上げかねるのじやないか。それと、だんだんと整備はいたしております。

○田村文吉君 その御調査が済むまでの間に、ちよっともう一問挟ましていただきます。気象の關係は、運輸省で所管しておるのじやないか。

○田村文吉君 航空關係には特に気象の問題がやましのじやないかと思つて、それが、そういう方面の御心配はない、欠点がない程度に進んでおりますか。

○政府委員(細田吉藏君) ちよっと待つて下さい。

○政府委員(林坦君) 航空につきましては、いろいろとまだ新しく整備しなければならぬところがございまして、ひとまず、現在までに東京その他十六飛行場には気象機関を置きました。航空気象業務をやっております。もちろんこれで十分ではございせんので、今後だんだんそういう面に重点を置いてやっております。また、気象庁とも連絡をとっております。また、国際航空関係におきましても、気象関係の高層の施設をやるように今年度からすでにとりかかってやっておりますわけでございます。

○政府委員(細田吉藏君) 先ほどのお尋ねでございまして、調査いたしております。また動力費でございますが、蒸気機関車の場合に比しまして電化をいたします場合には動力費は約三分の一になるわけでございます。それからディーゼルにいたしました場合には蒸気に対して約六割の燃料費になるわけでございます。大へんおそくなりましてしたが御報告いたします。

○田村文吉君 先刻の……

○政府委員(細田吉藏君) ただいま調べておりますからちよっとお待ち下さいませ。

○委員長(永岡光治君) それではこの委員会が終わつてからでもいいですか。

○田村文吉君 けつこうです、終つてからで、これは私日本の国策として非常に重要なことだと思つて、海運会社はほとんど、もうペイできない、こういうことですね。今後船を作るといってもなかなか作らせることもできない、金を出してやるにも出せない。こういう状況になると思う。そこで内航がすでにそういうふうな陸運に比べて非常に高い運賃になっておりましますから、それは、一面から言えれば陸運の方が安いのだという御説明もあるかもしれませんが、あるかもしれせんが、そういうふうな結果になっておるのだから、外航船でもやはり同じような結果になっているのじやないか。これは国際航運の上から考えてみて非常に考えなければならぬ。では一体原価の中で金利や償却費はどのくらいを占めているものだらうかということが大きな問題です。私は大ざっぱでもいいから運輸大臣がもしお考えがございしますなら御答弁願いたい。

まことに適切な御質問だと思つてあります。私もその点は非常に重点を置いて研究いたしまして、日本の減価償却及び金利の負担と、諸外国海運の減価償却及び金利負担の割合を比較研究した表を持っておつたのでありますけれども、ただいまここに持ちませんので、うろ覚えで申して違つてもいいけませんから、正確に、その表を取りそろえまして、お目にかけます。

○田村文吉君 本委員会が終りましてからでけつこうですから、資料を出して下さい。

○委員長(永岡光治君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認め、これにて本案の質疑は結局することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(永岡光治君) ちよっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(永岡光治君) 速記をつけて、御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御発言もなければ、これより直ちに採決に入ります。

運輸省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) 全部を問題に供します。

本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(永岡光治君) 全会一致と認めます。よつて運輸省設置法等の一部を改正する法律案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

(第一四七八号)
一、公務員の扶養手当に関する諸願
(第一三二四号) (第一三五四号)
(第一三八七号)

の定員化に関する請願（第一三二五号）（第一四一六号）（第一四七九号）

請願者 埼玉県川口市大字安行
領根岸二、〇五〇 小
沢宗四郎外千二百二十

第一二九四号 昭和三十四年三月
六日受理
並し勲章年金等復活に関する諸願

請願者 熊本市千葉城町一建業
省熊本工事事務所内

橋本幸七

紹介議員 矢嶋 三義君

建設省においては、現在定員不足のため、業務並びに工事遂行上定員内職員と同一な職務内容と責任をもち、しかも長期にわたり継続勤務している常勤労働者（準職員）六千八百八十三名と常勤非常勤職員（補助員）九千八百八十一名を雇うようしているが、建設省における事業遂行を円滑にし、しかも従業する職員の身分を保障することによつて責任ある職務遂行を行い国民の要望にこたえるため、定員法にもとづく定数規程の第二条第一項の定数二万六千四百二十八名を三万二千三百九十二名に改正せられたいとの請願。

第一三三三三号 昭和三十四年三月六日受理

建設省勤務の常勤労働者等の定員化に関する請願

請願者 長野県伊那市東春近田 原 酒井一良

紹介議員 羽生 三七君 野溝 勝君

この請願の趣旨は、第一三三二二号と同じである。

第一三三五一号 昭和三十四年三月七日受理

建設省勤務の常勤労働者等の定員化に関する請願

請願者 東京都目黒区上目黒七ノ一、〇〇〇建設省地理調査所労働組合内 上西時彦

紹介議員 重盛 壽治君

この請願の趣旨は、第一三三二二号と同じである。

内 滝沢磯直

第一三八二二号 昭和三十四年三月九日受理

建設省勤務の常勤労働者等の定員化に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市打出浜町 一〇四 村尾逸雄外百二十一

紹介議員 松浦 清一君

現在、第二阪神国道の早期完成に日夜まい進している建設省第二阪神国道支部の構成人員をみるに定員内職員はわずかに三十名で二箇月雇うもの者九名、日々雇うもの者二十四名で実に五割が臨時職員で占められており、しかもこれらの人は毎度契約を更新して今日に至つては、まことに遺憾であるから、これら臨時職員に対して十分な身分保障措置を講ぜられたいとの請願。

第一三八三三三号 昭和三十四年三月九日受理

建設省勤務の常勤労働者等の定員化に関する請願

請願者 鳥取市古海建設省鳥取工事事務所内 竹久正行

紹介議員 中田 吉雄君

この請願の趣旨は、第一三三二二号と同じである。

第一三八八四号 昭和三十四年三月九日受理

建設省勤務の常勤労働者等の定員化に関する請願

請願者 愛媛県松山市古三津千本一、八四六建設省

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第一三三二二号と同じである。

労働組合松山機械支部

第一四四六号 昭和三十四年三月十一日受理

建設省勤務の常勤労働者等の定員化に関する請願

請願者 新潟県南魚沼郡湯沢町 全建設省労働組合北陸地方本部湯沢支部内 井口誠郎

紹介議員 小柳 牧衛君

建設省においては、現在定員不足のため、業務並びに工事遂行上定員内職員と同一な職務内容と責任をもち、しかも長期にわたり継続勤務している常勤労働者（準職員）六千八百八十三名と常勤非常勤職員（補助員）九千八百八十一名を雇うようしているが、建設省における事業遂行を円滑にし、しかも従業する職員の身分を保障することによつて責任ある職務遂行を行い国民の要望にこたえるため、定員法にもとづく定数規程の第二条第一項の定数二万六千四百二十八名を三万二千三百九十二名に改正せられたいとの請願。

第一四四七八号 昭和三十四年三月十二日受理

建設省勤務の常勤労働者等の定員化に関する請願

請願者 大阪府此花区春日山町 三三〇 上根長太郎

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第一三三二二号と同じである。

第一三三四四号 昭和三十四年三月七日受理

公務員の扶養手当に関する請願（五通）

請願者 秋田県湯沢市森字熊ノ堂上羽場一二市立弁天中学校内 菊地源吉外四名

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第一三三四四号と同じである。

第一三三二四号 昭和三十四年三月六日受理

公務員の扶養手当に関する請願（五通）

請願者 秋田県山形郡島海村上笹子字堺台笹子小学校内 中嶋巖外四名

紹介議員 鈴木 壽君

現行給与法による扶養手当の支給範囲によると、配偶者にあつては内縁関係にある者も支給されるが、子、孫、父母、祖父母、弟妹等は民法上の者に限られ、配偶者のつれ子でも、養子縁組がしていない場合、及び配偶者の父母、祖父母、義弟等は事実上扶養しているも対象とならない。また不具廃疾の場合には、終身労働に服することのできない程度の者を対象としている。しかし、この扶養親族であつても、その者の勤勞所得、事業所得、資産所得、恩給所得等の合計が年額四万五千円をこえるときは支給されない。現行扶養手当月額は、昭和二十三年の二十九百二十円ベース以来のものであり、当然改訂する必要があるから、現行給与法の扶養手当について抜本的改訂を図られたいとの請願。

第一三三二五号 昭和三十四年三月六日受理

公務員の勤勉手当制度廃止等に関する請願（三通）

請願者 秋田県北秋田郡比内町 大葛町立大葛小学校内 富田准助外二名

紹介議員 鈴木 壽君

六月十五日及び十二月十五日に期末手当と併給される勤勉手当は、勤務成績に応じて人事院が定めるが、実際は毎時期に問題になつていくように、任命権者の違ふ場合は支給割合も違ふというきわめて不合理なものになつており、六月十五日に支給される勤勉手当を例にとれば支給日における全職員の俸給月額、扶養手当及び暫定手当の合計額に百分の二十五を乗じて得た額の総額をこえてはならないとされているが、実際の支給額は俸給月額と暫定手当の合計額であり、しかも扶養親族を多く有している官庁が勤勉率が高く、扶養親族の少ない官庁は勤勉率が低いというきわめて不合理な制度であるから、勤勉手当制度を廃止し、期末手当一本とし、年間を通じて三箇月分支給

せられたいとの請願。

第二三五五号 昭和三十四年三月

七日受理

公務員の勤勉手当制度廃止等に関する請願(五通)

請願者 秋田県北秋田郡比内町 大森大蔵中学校内 田村忠吾外四名

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第一三二五号と同じである。

第一三八八号 昭和三十四年三月

九日受理

公務員の勤勉手当制度廃止等に関する請願(九通)

請願者 秋田県北秋田郡田代町 町立大野中学校内 佐藤市治外八名

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第一三二五号と同じである。

第一三三六号 昭和三十四年三月

六日受理

高学歴教員の俸給是正等に関する請願(三通)

請願者 秋田県山本郡八竜村 立鶴川中学校内 成川尊則外二名

紹介議員 鈴木 壽君

第二十五回国会において「一般職の職員に給する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が成立し、この結果高学歴教員に対する俸給については二号俸を越えない範囲で学歴差を俸給に具現することになったが、昭和三十二年三月三十一日付で施

行された人事院細則九一八並びに九一七によれば昭和十八年以降に師範学校を卒業した者及び昭和三十一年四月一日以降の新大取得者は対象範囲から除外されておりこの法律の特典に浴していないことはきわめて遺憾であるから、すみやかにこれらの者も学歴是正の対象とするように格段の考慮をせられたいとの請願。

第一三五六号 昭和三十四年三月

七日受理

高学歴教員の俸給是正に関する請願(五通)

請願者 秋田県男鹿市船川港橋市立樟中学校内 小林敏雄外四名

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第一三二六号と同じである。

第一三八九号 昭和三十四年三月

九日受理

高学歴教員の俸給是正に関する請願(二通)

請願者 秋田県大館市川口小学校内 斎藤三蔵外一名

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第一三二六号と同じである。

第一三三三三号 昭和三十四年三月

七日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 福岡県八幡市黒崎四丁目 川崎弥太郎外四百四十六名

紹介議員 松村 秀逸君

三回にわたる恩給法の改正にもかかわらず、七十五万のいわゆる赤紙応召者は、恩給受給権をもちながら加算制廃止のため失権のまま放置されている。これは不公平、不均衡の最たるものであるから、これら下級軍人の加算制を復活して公平な恩給受給の資格を与えられるよう早期法制化を実現せられたいとの請願。

第一三三四号 昭和三十四年三月

七日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願(二通)

請願者 鹿児島県谷山市上福元四、五二九恩給権擁護鹿児島県同志会内 伊地知四郎外三千九百名

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第一三三三三号と同じである。

第一三七〇号 昭和三十四年三月

九日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 鹿児島県阿久根市山下六、三六五恩給権擁護阿久根支部内 中村森蔵外五百二十三名

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第一三三三三号と同じである。

第一三七七号 昭和三十四年三月

九日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 大分市金池町三、〇九一ノ五森迫久三方大分

恩給給付権擁護連盟内

大崎員雄外四十名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第一三三三三号と同じである。

第一三九六号 昭和三十四年三月

九日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 長野県北安曇郡松川村 宮沢沖雄外六百九十名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一三三三三号と同じである。

第一三九七号 昭和三十四年三月

十日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 鹿児島県谷山市上福元町四、三一九恩給権擁護鹿児島県同志会内 山下深志外二百六十七名

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第一三三三三号と同じである。

第一三九八号 昭和三十四年三月

十日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 大分市新中島西一〇組 岩中義雄外二万五千六百八十名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第一三三三三号と同じである。

第一四〇一号 昭和三十四年三月

十日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 茨城県那珂郡大宮町九四九茨城県旧軍人恩給権擁護連盟那珂支部 内立花平七

紹介議員 宮田 重文君

この請願の趣旨は、第一三三三三号と同じである。

第一四〇二号 昭和三十四年三月

十日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 鹿児島県鹿屋市古前城町四、七四一恩給権擁護鹿児島県同志会内 石躍正男外千六名

紹介議員 高野 一夫君

この請願の趣旨は、第一三三三三号と同じである。

第一四〇三号 昭和三十四年三月

十日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願(二通)

請願者 鹿児島県大口市里一、八五八鹿児島県旧軍人恩給権擁護連盟伊佐地区連合支部内 池ノ上賢吉外千八百八十九名

紹介議員 西郷吉之助君

この請願の趣旨は、第一三三三三号と同じである。

第一四〇四号 昭和三十四年三月

十日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願(三通)

請願者 愛知県春日井市島居松

町一ノ四四四 安藤欽
一外八百五十名

紹介議員 柴田 栄君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第一四〇五号 昭和三十四年三月十日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

(四通)

請願者 愛知県西春井郡北里村大字小木四、四五三

伊藤時男外五百九十七名

紹介議員 草葉 隆圓君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第一四〇六号 昭和三十四年三月十日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

(三通)

請願者 兵庫県姫路市西宮編町一一四 東安美外千五百七十七名

紹介議員 成田 一郎君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第一四二〇号 昭和三十四年三月十日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者

鹿児島県指宿市今和泉
岩本恩給権擁護鹿児島
県同志会指宿連合支部
内 仁礼義彦外千九百三十一名

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

じである。

第一四二二号 昭和三十四年三月十一日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者

鹿児島県姶良郡加治木町反土恩給権擁護鹿児島県同志会姶良郡連合支部内 曾木豊二外九百三十四名

紹介議員 西郷吉之助君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第一四二二号 昭和三十四年三月十一日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者

鹿児島県姶良郡有明町野井倉恩給権擁護鹿児島県同志会姶良郡連合支部内 野口照隆外三百六十三名

紹介議員 高野 一夫君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第一四二三号 昭和三十四年三月十一日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者

兵庫県姫路市堺町二久保田溜外五千四百二十三名

紹介議員 成田 一郎君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第一四二四号 昭和三十四年三月十一日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

(三通)

請願者

愛知県碧海郡知立町大字谷田西長根二五 田中秋雄外二百四十九名

紹介議員 柴田 栄君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第一四二五号 昭和三十四年三月十一日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者

愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄北屋敷七〇 間宮透外六百四十九名

紹介議員 草葉 隆圓君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第一四三八号 昭和三十四年三月十一日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者

千葉県印旛郡印旛村萩原一、五二二千葉県印旛郡軍人恩給権擁護連盟内 鈴木徳之助外千九百七十六名

紹介議員 松村 秀逸君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第一四三九号 昭和三十四年三月十一日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者

新潟県関屋新町一ノ四二 倉茂周蔵外八百六十二名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

じである。

第一四四〇号 昭和三十四年三月十一日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者

愛知県宝飯郡音羽町大字長沢字上八王子 岡田豊外五百八十六名

紹介議員 山本 米治君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第一四四一号 昭和三十四年三月十一日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者

愛知県春日井市島居松町一ノ四四四 杉村正治外四百六十二名

紹介議員 青柳 秀夫君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第一四六四号 昭和三十四年三月十二日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者

鹿児島県市田上町五五恩給権擁護鹿児島県同志会鹿児島市連合支部内 種子田重徳外九百七十七名

紹介議員 西郷吉之助君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第一四六五号 昭和三十四年三月十二日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者

福岡県若松市安政町福岡県旧軍人恩給連盟若松市連合支部内 脇谷隆之外百五十名

紹介議員 松村 秀逸君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第一四六六号 昭和三十四年三月十二日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者

愛知県春日井市島居松町一ノ四四四愛知県旧軍人恩給失権者会春日井市支部内 丸山政好外六百三十八名

紹介議員 青柳 秀夫君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第一四六七号 昭和三十四年三月十二日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者

愛知県宝飯郡一宮村大字東上字柿木五 足木重之外三百二十七名

紹介議員 山本 米治君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第一四七〇号 昭和三十四年三月十二日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者

佐賀市上多布施町佐賀県軍人恩給会内 嘉村達次郎外七千二百八十二名

する請願

請願者 神奈川縣秦野市下大槻
六三四 原節子外六十
名

紹介議員 相澤 重明君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同
じである。

第一四七三号 昭和三十四年三月
十二日受理

農林省勤務の定員外職員の定員化に關
する請願

請願者 佐賀縣藤津郡太良町大
字多良二、二五二 高
島澄夫外百二十三名

紹介議員 杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同
じである。

第一四七七号 昭和三十四年三月
十二日受理

農林省勤務の定員外職員の定員化に關
する請願

請願者 神戸市生田区中山手通
り二ノ六三 大口和世

紹介議員 松浦 清一君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同
じである。

第一三五二号 昭和三十四年三月
七日受理

建設省地理調査所の定員外職員の定員
化に關する請願

請願者 東京都目黒区上目黒七
ノ一、〇〇〇建設省地
理調査所労働組合内
平井雄

紹介議員 重盛 壽治君

建設省地理調査所においては、定員内
請願

職員が不足しているため事業遂行上こ
れら定員内職員と同一職務内容及び責
任を持ち、しかも長期にわたつて継続
的勤務をしている常勤労働者(準職員)
六十六名と常勤的非常勤職員(臨時職
員)三百三十三名が定員外職員として
雇用されているから、これらを定員内
職員として地理調査所における国家的
急務を要する事業遂行に万全を期せら
れたいとの請願。

第一四一六号 昭和三十四年三月
十日受理

建設省地理調査所の定員外職員の定員
化に關する請願

請願者 東京都目黒区上目黒七
ノ一、〇〇〇建設省地
理調査所労働組合内
土方尚子

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一三五二号と同
じである。

第一四七九号 昭和三十四年三月
十二日受理

建設省地理調査所の定員外職員の定員
化に關する請願

請願者 東京都目黒区上目黒七
ノ一、〇〇〇建設省地
理調査所労働組合内
藤方泰吉

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第一三五二号と同
じである。

第一三五三号 昭和三十四年三月
七日受理

山形県上山市の寒冷地手当等に関する
請願

請願者 山形県上山市役所内
自治労上山市職員組合
内 斎藤敏男

紹介議員 海野 三朗君

冬期六箇月に及ぶ寒冷積雪地帯の困難
な生活の事情から起る被服、食糧、住
居、防寒、防雪等の対策を講ずるに必
要な生計費の増加等の実情よりみて現
支給率では十分ではないから、寒冷地
手当四級地、百分の六十を百分の八十
に改正するとともに、秋田県上山市の
寒冷地手当を五級地に引き上げられ
たいとの請願。

第一三八五号 昭和三十四年三月
九日受理

農地被買収者問題調査会設置法案反対
に關する請願(二十三通)

請願者 大阪府布施市新家三九
〇ノ三 今西武雄外八
百十二名

農地被買収者問題調査会設置法案が可
決されると、農地改革のあり方に対す
る疑惑が公認されることとなり、旧地
主と創設自作農との紛争が激化して農
地改革の成果がそこなわれる結果を生
むことは確実であるから、本法案を廃
案とせられたいとの請願。

紹介議員 亀田 得治君

第一三九九号 昭和三十四年三月
十日受理

農地被買収者問題調査会設置法案反対
に關する請願(二十三通)

請願者 大阪市布施市荒本七九
五ノ一 西濃信雄外八
百八十四名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第二三八五号と同
じである。

第一四二六号 昭和三十四年三月
十一日受理

農地被買収者問題調査会設置法案反対
に關する請願(二十三通)

請願者 大阪府高槻市大字大塚
三四六 奥野市蔵外千
百五十八名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同
じである。

第一三八六号 昭和三十四年三月
九日受理

公共企業体職員等共済組合員期間と旧
令共済組合員期間の通算等に関する請
願

請願者 埼玉県大宮市植竹町一
ノ一六五旧令共済組合
新共済期間通算協議会
内 大川原重蔵外三名

紹介議員 片岡 文重君 柴谷
要君

公共企業体職員等共済組合法(昭和三十
一年六月六日法律第百三十四号)に
よる期間と旧令勅令八十号及び六十号
元陸海軍工場共済組合員期間の通算に
ついては、長年の期待にもかかわらず
いまだに実現しないため、老後を思う
とき大きな不安であるから、旧令、新
令の通算がえられるようすみやかに立
法措置を講ぜられたいとの請願。

第一四一四号 昭和三十四年三月
十日受理

公共企業体職員等共済組合員期間と旧
令共済組合員期間の通算等に関する請
願

公共企業体職員等共済組合法(昭和三十
一年六月六日法律第百三十四号)に
よる期間と旧令勅令八十号及び六十号
元陸海軍工場共済組合員期間の通算に
ついては、長年の期待にもかかわらず
いまだに実現しないため、老後を思う
とき大きな不安であるから、旧令、新
令の通算がえられるようすみやかに立
法措置を講ぜられたいとの請願。

紹介議員 鈴木 万平君

恩給法の一部を改正する法律案(閣法
第四十九号)は、傷病恩給の裁定基準
是正を目的とするものであるにもかか
わらず、その内容は裁定の具体的基準
である恩給法別表第一号表の二及び三

請願者 東京都葛飾区上小松町
二六五 山田勇外三名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一三八六号と同
じである。

第一四〇〇号 昭和三十四年三月
十日受理

兵庫県美方町等の寒冷地手当等に関する
請願

請願者 兵庫県美方郡美方町長
田村忠治

紹介議員 成田 一郎君

冬季における公務員の生活実態にかん
がみ、寒冷地手当を増額する必要がある
から、昭和二十四年法律第二百号第
二条第一項の「百分の二十」を「百分
の二十五」に改め、五級地十割以下一
級地を二割とする二割きざみの区分と
し、なお、公共企業体職員並びに地方
公務員に対しても本法律を適用するよ
うこれを明文化すると共に、兵庫県村
岡町(旧村岡村、鬼塚村)、美方町の一
部(旧小代村)、関宮町の一部(旧熊次
村)の各地域を四級地とせられたいと
の請願。

第一四四二号 昭和三十四年三月
十一日受理

恩給法の一部を改正する法律案の一部
修正に關する請願

請願者 静岡県清水市下清水
後藤榮

紹介議員 鈴木 万平君

恩給法の一部を改正する法律案(閣法
第四十九号)は、傷病恩給の裁定基準
是正を目的とするものであるにもかか
わらず、その内容は裁定の具体的基準
である恩給法別表第一号表の二及び三

請願者 東京都葛飾区上小松町
二六五 山田勇外三名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一三八六号と同
じである。

の改正が行われないで一切を政令に委任するものであつて、なんら具體的な解決策とはならず、また、有期の期間を現行法の五年から、三年以上、五年としたことは受給者に著しく不利となるものであるから、この改正条項を削除するとともに、別表第一号表の二及び三について、「肘関節以上にて両上肢を失つたもの又は膝関節以上にて両下肢を失つたもの」を特別項症に、「精神的又は身体的作業能力の大部を失いたるもの」及び「腕関節以上にて両上肢を失つたもの又は足関節以上にて失つたもの」を第一項症に、「精神的又は身体的作業能力を著しく妨ぐるもの」「肩胛関節又は股関節から離断したもの」及び「両コウ丸を全く失ひたるもの」を第二項症にする等の修正をせられたい。また現行恩給法についても、(一)第一項症の増加恩給年額を二十万一千円とすること、(二)間差を旧法の間差に復元すること、(三)家族加給は一人四千八百円を現在員に支給するとともに、款症者にも文官同様家族加給を支給すること、(四)職務関連のり傷病者に傷病恩給を支給すること、等の改正措置を講ぜられたいとの請願。

昭和三十四年三月二十六日印刷

昭和三十四年三月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局